

医療法人新生十全会 デイサービスセンター こもれびの家
通所介護、介護予防型デイサービス
事業運営規程

(事業の目的)

第1条 この規程は、医療法人新生十全会が開設する「医療法人新生十全会 デイサービスセンター こもれびの家」(以下「事業所」という。)が行う指定通所介護、指定介護予防型デイサービスの事業(以下「事業」という。)の適正な運営を確保するために人員及び管理運営に関する事項を定め、事業所の生活相談員、看護職員、機能訓練指導員及び介護職員(以下「生活相談員等」という。)が、要介護状態もしくは要支援状態にある高齢者又は事業対象者に対し、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、利用者の生活機能の維持又は向上を目指すものとする。

(運営の方針)

第2条 事業の実施に当たっては、利用者の意思及び人格を尊重して、常に利用者の立場に立ったサービスの提供に努めるものとする。

- 2 指定通所介護事業所の従業者は、利用者の心身の特性を踏まえて、その有する能力に応じ可能な限りその居宅において自立した日常生活を営むことができるよう、必要な日常生活上の世話及び機能訓練を行うことによって、利用者の社会的孤立感の解消及び心身機能の維持、並びに利用者の家族の身体的及び精神的負担の軽減を図るものとする。
- 3 指定介護予防型デイサービス事業所の従業者は、利用者が可能な限りその居宅において、要支援状態の維持若しくは改善を図り、又は要介護状態となることを予防し、自立した日常生活を営むことができるよう、必要な日常生活上の支援及び機能訓練を行うことにより、利用者の心身機能の維持回復を図り、もって利用者の生活機能の維持又は向上を目指すものとする。
- 4 事業の実施に当たっては、地域との結びつきを重視し、関係市町村、居宅介護支援事業所、地域包括支援センター及びその他の居宅サービス事業所並びにその他の保健医療サービス及び福祉サービスを提供する者との綿密な連携を図り、総合的なサービスの供に努めるものとする。
- 5 事業所は、介護保険法その他の法令、「京都市介護保険法に基づく事業及び施設の人員、設備及び運営の基準等に関する条例(平成25年1月9日京都市条例第39号)」及び「京都市介護予防・日常生活支援総合事業実施要綱」等に定める内容を遵守し、事業を実施するものとする。

(事業所の名称等)

第3条 事業を行う事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

- (1) 名 称 医療法人新生十全会 デイサービスセンター こもれびの家
- (2) 所 在 地 京都市伏見区日野西風呂町5番地
- (3) 事業単位 1単位
- (4) 利用定員 1日25人

(従業者の職種、員数及び職務の内容)

第4条 事業所に勤務する従業者の職種、員数及び職務の内容は次のとおりとする。

通所介護、介護予防型デイサービス

- (1) 管理者 1人(業務に支障のない限り他の職種との兼務を行えるものとする。)
管理者は、事業所の従業者の管理及び業務の管理を一元的に行うとともに、従業者に事業に関する法令等の規定を遵守させるため必要な指揮命令を行う。
- (2) 生活相談員 1人以上
生活相談員は、利用者及び家族等からの相談に応じ、職員に対する技術指導、事業計画の作成、関係機関との連絡調整等を行う。
- (3) 看護職員 1人以上
看護職員は、利用者の日々の健康状態のチェック、保健衛生上の指導や看護を行う。
- (4) 介護職員 3人以上(サービス提供時間を通じて毎日常時1名以上配置する。)
介護職員は、利用者の入浴、食事等の介助及び援助を行う。
- (5) 機能訓練指導員 1人以上
機能訓練指導員は、機能の減衰を防止するための訓練指導及び助言を行う。

(営業日及び営業時間等)

第5条 事業所の営業日及び営業時間等は、次のとおりとする。

- (1) 営業日 月曜日から土曜日までとする。
ただし、12月30日から1月3日を除く。
<サービス提供日時> 月曜日から土曜日までとする。
ただし、12月30日から1月3日を除く。
- (2) 営業時間 8時30分から17時00分までとする。
<サービス提供時間> 9時00分から15時30分までとする。

(事業の内容及び利用料等)

第6条 事業の内容は次に掲げるもののうち必要と認められるサービスとし、事業を提供した場合の利用料の額は、厚生労働大臣が定める基準によるものとし、当該事業が法定代理受領サービスであるときは、利用者から本人負担分の支払いを受けるものとする。

- (1) 食事の提供
- (2) 入浴サービス
- (3) 日常生活動作の機能訓練
- (4) 健康状態チェック
- (5) 生活指導
- (6) レクリエーション
- (7) 送迎
- (8) アクティビティ (介護予防)

2 (1) 昼食代は一食当たり 690 円を徴収する。

(2) おやつ代は 100 円を徴収する。

3 おむつ代は、その実費を徴収する。

4 日常生活において通常必要となる費用で、利用者が負担すべき費用及び行事等利用者の希望によるレクリエーションに参加していただく場合の費用は実費を徴収する。

5 正当な理由がなく通所介護サービスをキャンセルした場合は、キャンセルした時期に応じてキャンセル料を徴収する。キャンセル料については別添「重要事項説明書」のとおりとする。なお、介護予防型デイサービスについては、月額定額報酬のためキャンセル料は徴収しない。但し食事代(昼食、おやつ、喫茶)については徴収する。

6 第10条に定める通常の事業地域を超えて行う事業に要した送迎の費用は、通常の実施地域を超えた地点から片道1キロメートル当たり100円徴収する。

7 前各項の費用の支払いを受ける場合には、利用者又はその家族に対して事前に文書で説明をしたうえで、支払いに同意する旨の文書に署名(記名押印)を受けることとする。

8 前項の利用者等の支払いを受けたときは、その内容を記載した領収書を交付する。

ちえん

(緊急時等における対応方法)

第7条 従業者は、事業の提供を行っているときに、利用者の病状に急変その他緊急事態が生じた時は、速やかに主事の医師または医療機関に連絡するなどの必要な措置を講じるものとする。また、主治医への連絡が困難な場合は、緊急搬送等などの必要な措置を講じるものとする。

(事故発生時等における対応方法)

第8条 事業の提供により事故が発生した場合は、速やかに必要な措置を講じるとともに、利用者の家族及び利用者に係る居宅介護支援事業所（介護予防にあつては地域包括支援センター）京都市及び市町村等に連絡するものとする。

2 利用者に対する事業の提供により賠償すべき事故が発生した場合には、損害賠償を速やかに行うものとする。

(苦情処理)

第9条 事業の提供に係る利用者及びその家族からの苦情に迅速かつ適切に対応するために必要な措置を講じるものとする。

2 事業所は、提供した事業に関し、介護保険法第23条の規定により市町村が行う文書その他の物件の提出若しくは掲示の求め又は該当市町村からの質問若しくは照会に応じ、及び市町村が行う調査に協力するとともに、市町村から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行うものとする。

3 事業所は、提供した事業に係る利用者及びその家族からの苦情に関して国民健康保険団体連合会の調査に協力するとともに、国民健康保険団体連合会から指導又は助言を受けた場合は当該指導又は助言に従って必要な改善を行うものとする。

(通常の事業の実施地域)

第10条 通常の事業の実施地域は、京都市伏見区（日野・春日野・石田・醍醐・北醍醐・醍醐西・池田・池田東・小栗栖・小栗栖宮山）、宇治市（木幡・御蔵山）とする。なお、介護予防型デイサービス（総合事業）については、宇治市は対象外とする。

(非常災害対策)

第11条 非常災害に備えて、消防計画、風水害、地震等の災害に対処するための計画を作成し、防火管理者または火気・消防等についての責任者を定め、年2回以上定期的に避難、救出その他必要な訓練を行うものとする。

(個人情報の保護)

第12条 事業所は、利用者及びその家族の個人情報について「個人情報の保護に関する法律」及び厚生労働省が作成した「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイダンス」を遵守し、適切に取り扱うものとする。

2 事業所が取り扱う利用者及び家族等の個人情報については、介護サービスの提供以外の目的では原則的に利用しないものとし、サービス担当者会議等において、利用者の個人情報を用いる場合は利用者の同意を、利用者の家族等の個人情報を用いる場合は当該家族等の同意をあらかじめ文書により得るものとする。

(秘密の保持)

第 13 条 従業者は、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持する。

- 2 従業者であった者に、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるため、従業者でなくなった後においても、これらの秘密を保持すべき旨を、従業者との雇用契約の内容に含むものとする。

(サービスの利用にあたっての留意事項)

第 14 条 当事業所の利用にあたっての利用者の留意事項は次の通りとする。

- (1) サービス利用の際には、介護保険被保険者証を提示すること。
- (2) 事業所内の設備や器具は本来の用法に従って利用することとし、これに反した利用により破損等が生じた場合は、必要に応じて修理費用等の実費弁償を行う。
- (3) 敷地内での喫煙は行わないこと。
- (4) 他の利用者の迷惑になる行為は行わないこと。
- (5) 金銭等の管理は各自で行うこと。
- (6) 事業所内での他の利用者に対する執拗な宗教活動及び政治活動は行わないこと。

(衛生管理等)

第 15 条 利用者の使用する施設、食器その他の設備又は飲用に供する水について、衛生的な管理に努めるとともに、衛生上必要な措置を講じるものとする。

- 2 事業所において感染症が発生し、又はまん延しないように必要な措置を講じるとともに、必要に応じ医療衛生企画課の助言、指導を求めるものとする。

(虐待の防止)

第 16 条 事業所は、虐待の発生又はその再発を防止するため、次の各号に掲げる措置を講じるものとする。

- (1) 虐待の防止のための対策を検討する委員会を定期的を開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図る。
- (2) 虐待の防止のための指針を整備する。
- (3) 従業者に対し、虐待の防止のための研修を定期的実施する。
- (4) 前 3 号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置く。

2 事業所は、サービス提供中に、当該事業所従業者又は養護者（利用者の家族等高齢者を現に養護する者）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、市町村に通報するものとする。

(身体拘束)

第 17 条 事業所は、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為（以下「身体的拘束等」という。）は行わない。やむを得ず身体拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録するものとする。

(その他)

第 18 条 事業所は、通所介護に関する記録を整備し、その完結の日から 5 年間保存するものとする。

第 19 条 この規程に定める事項のほか、運営に関する重要な事項は、医療法人新生十全会と事業所の管理者との協議に基づいて定めるものとする。

第 20 条 感染症対策強化⇒年 1 回、委員会の開催、指針の設備、研修の実施、訓練の実施

第 21 条 ハラスメント対策強化⇒男女雇用機会均等法等におけるハラスメント対策の実施

第 22 条 高齢者虐待防止の推進⇒年に 1 回虐待の発生・再発の防止の為の委員会の開催、指針の設備、研修の実施

第 23 条 業務継続の取り組みの強化⇒年に 1 回事業継続計画の策定、研修の実施、訓練の実施

第 24 条 会議や多職種連携における ICT の活用⇒利用者が参加せず、医療・介護の関係者のみの場合、テレビ電話等での実施、利用者等が参加する場合、利用者等の同意を得て、必要に応じて活用する

附 則

この規程は、平成 27 年 12 月 24 日から施行する。

この規定は、平成 28 年 5 月 1 日から改定施行する。

この規定は、平成 28 年 6 月 8 日から改定施行する。

この規程は、平成 29 年 4 月 1 日から改定施行する。

この規定は、平成 30 年 4 月 1 日から改定施行する。

この規定は、平成 30 年 7 月 1 日から改定施行する。

この規定は、令和 3 年 11 月 1 日から改定施行する。

この規定は、令和 5 年 4 月 1 日から改定施行する。

この規定は、令和 6 年 4 月 1 日から改定施行する。